

石川町農地流動化補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農地を集積し経営規模の拡大を目指す担い手農家を育成するとともに、農地の持つ多面的機能を健全な形で保持していくため、遊休農地の有効活用を図り、荒廃農地を解消するための手段として、石川町補助金等の交付等に関する規則（昭和49年石川町規則第13号。）に基づき、石川町農地流動化補助金（以下「補助金」という。）を交付するものである。

(対象地)

第2条 補助金の交付対象地は、石川町農業振興計画における農用地区域内農地とする。

(交付要件)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第4条第4項第1号に規定する利用権設定等促進事業による利用権の設定（以下「利用権設定」という。）、又は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。）第18条第7項により賃借権又は使用貸借による権利の設定の公告（以下「権利設定の公告」という。）を受けた者（以下「借受者」という。）とし、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 町内に住所又は所在地を有する者であること。
- (2) 現に利用権設定、又は利用権設定の公告により借り受けている農地の全てを耕作していると認められる者であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象から除くものとする。
 - (1) 同一世帯間又は同一住所地で利用権設定をした場合（権利設定の公告した場合を含む）
 - (2) 既に利用権設定、又は権利設定の公告により借り受けた農地が自己保全管理等休耕となっている場合
 - (3) 納税義務を果たしていない場合
 - (4) 法人（農事組合法人を含む）が代表取締役及び理事、又は法人の構成員の所有地に利用権設定又は権利設定の公告した場合
 - (5) 国又は県が、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき実施する農地整備事業に伴い利用権設定した場合
 - (6) 他の補助事業と重複する場合
- 3 第1項に規定する利用権設定は、利用権の存続期間満了後に更新設定した場合を含むものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の表に掲げる利用権の設定期間及び利用権の設定面積に応じた基本助成と、借り受けた農地の状況に応じた条件不利地加算とする。

補助金の種別	利用権設定期間	補助金の額（10アール当たり）
		借受者
基本助成	5年以上 10年未満	5,000円
	10年以上	10,000円
条件不利地 加算	5年以上 10年未満	5,000円
	10年以上	10,000円
条件不利地 加算（遊休農地）	5年以上 10年未満	10,000円
	10年以上	30,000円

2 前項表中条件不利地加算とは、次の各号に掲げるもののうち、該当する農地を利用権設定し、又は権利設定の公告により借り受けた場合に、基本助成に加えて交付するものとする。ただし、前項表中条件不利地加算（遊休農地）とは次の6号に掲げるものとする。

- (1) 耕作地への進入路が十分確保されていないため、自作地以外の農地を便宜上通過して耕作する農地
- (2) 湿田でトラクター及びコンバイン等の大型農業機械による作業が困難な農地
- (3) 用水路等からの取水が困難で、自費による地下水の揚水設備を設置して耕作している農地
- (4) 農地の区画が不整形で作業効率が著しく悪い農地
- (5) 鉄塔等の農作業を行う上で大きな障害物が存在する農地
- (6) 1年以上耕作されていない遊休農地
- (7) 前各号に掲げるもののほか、条件不利地として町が特に認める農地

3 補助金の額の算定は、補助金の交付対象となる利用権の設定に係る農地の区画毎の合計面積（1アールを単位とし、1アール未満は切り捨てる。）に、第1項に定める10アール当たりの補助金の額を乗じて得た額とし、補助額が500,000円を超える場合は500,000円を上限とする。ただし、条件不利地加算（遊休農地）を含む場合は600,000円を上限とする。

4 前項の補助金は、利用権を設定した初年度のみ交付するものとする。

（補助金交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金の対象となる利用権設定の期間の初日の属する年の12月末日までに、石川町農地流動化補助金交付申請書（様式第1号）に法第18条第1項に規定する農用地利用集積計画書の写し又は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項に規定する農用地利用配分計画の写しを添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金交付決定等)

第6条 町長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請に係る内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、その交付額の決定をし、石川町農地流動化補助金交付決定通知書(様式第2号。次条において「交付決定通知書」という。)により、申請者に通知するものとする。

(補助金交付請求)

第7条 申請者が補助金の請求をしようとするときは、石川町農地流動化補助金交付請求書(様式第3号)に交付決定通知書の写しを添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第8条 町長は、補助金の交付を受けた者が、次のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。ただし、災害等による農地の崩壊、公用若しくは公共の用に供するための買収又は当事者の死亡等、申請者の責めによらない理由により利用権の中途解約があった場合はこの限りでない。

- (1) 第3条に規定する要件を欠いたとき。
- (2) 利用権の存続期間満了前に利用権の中途解約があったとき。
- (3) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成25年4月1日以降の利用権設定から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成31年1月1日以降の利用権設定、又は権利設定の公告から適用する。